

国土交通省所管事業へのPFI活用参考書

平成18年3月

国土交通省

はじめに

我が国では、平成11年の「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」の施行以来、効率的かつ効果的に社会資本を整備・管理し、質の高い公共サービスを提供するため、民間の資金・能力を活用する観点からPFI方式の導入が積極的に推進されています。平成17年8月にはPFIの基本理念のさらなる実現のために、PFI法の改正が行われ、PFI事業がサービス分野を対象とすることの明確化、国公有財産の有効利用等の観点の明確化、国公有財産（行政財産）の貸し付けの拡充、民間事業者の選定に当たっての評価方法の明確化等が措置されました。

PFIが進展する一方で、様々な課題も顕在化しており、それらのうちの一つとして、「PFI推進委員会中間報告－PFIのさらなる展開に向けて－」（平成16年6月3日 民間資金等活用事業推進委員会）の中では、「PFI事業に係る実務的情報・知識を、適宜適切にPFI事業を行う公共部門の実務担当者が共有し、蓄積、進化させるシステムの開発が必要」と言われています。

このような状況を受け、本「国土交通省所管事業へのPFI活用参考書」（以下、「参考書」という。）においては、PFI事業に携わる実務担当者が企画立案、実施する際に参考となる情報提供を行うことを目的に、PFI事業の実施について、国土交通省所管施設の特性、関係法令、補助制度等に則して解説し、また、国土交通省の補助金、税制に関する取組み、公物管理上の位置づけの整理等の様々な支援方策についてのとりまとめを行いました。

本参考書が、PFIに関わる全ての方々の参考として適切に活用され、PFI事業が積極的に実施に移され、より質の高い公共サービスが提供されることを期待するものです。

なお、本参考書は、随時、最新の情報等に基づき、内容の追加、更新等を行うこととしております。

最後に、今回、本参考書をとりとめるに当たり、PFIに関係する各分野の有識者の方々、実際にPFI事業の実施を担当された関係地方公共団体の各担当部局より、貴重なご意見、情報提供を頂きました。これらのご意見、情報により、非常に有用な参考書とすることができたと考えております。ここに、深く感謝申し上げます。

国土交通省
総合政策局 政策課

目 次

第 1 章	本参考書の背景と目的	1
1.1	背景	1
1.2	目的	1
1.3	本参考書の位置づけ	2
第 2 章	国土交通省所管事業における P F I 導入の現状把握	3
2.1	P F I の概要	3
2.1.1	P F I とは	3
2.1.2	P F I の導入背景	3
2.1.3	P F I の基本理念	6
	(1) V F M の達成	7
	(2) 官民の適切なリスク分担	13
2.1.4	P F I の仕組み	14
	(1) 公共主体の役割	14
	(2) P F I 事業者の役割	14
	(3) 金融機関の役割	14
	(4) アドバイザーの役割	15
	(5) 保険会社の役割	15
2.1.5	P F I に期待する効果	16
2.1.6	事業類型	18
	(1) 第 I 類型	18
	(2) 第 II 類型	19
	(3) 第 III 類型	19
2.1.7	事業方式	20
2.1.8	従来型事業との相違点	22
	(1) 事業方法における相違点	22
	(2) 事業実施手続き上の相違点	23
2.2	国土交通省における P F I の取組み状況	24
2.2.1	周辺状況	24
2.2.2	これまでの取組み	25
2.2.3	今後の取組み	34
2.3	国土交通省所管事業における P F I の実施・検討状況	36
2.4	事例紹介	40
	(1) ひびきコンテナターミナル P F I 事業	40
	(2) 海洋総合文化ゾーン体験学習施設等特定事業	42

(3) 東京都下水道局森ヶ崎水再生センター 常用発電設備整備事業	44
(4) P F Iによる県営住宅鈴川団地移転建替等事業	46
(5) 大竹市自転車駐車場施設整備・運営事業	48
2.5 国土交通省所管事業に関する制度等の整理	50
2.5.1 公物管理上の位置づけの整理	50
2.5.2 個別事業の関係法令における規定との関係	52
2.5.3 個別事業の補助金・交付金の取扱い	52
2.5.4 その他の支援措置	52
第3章 P F I 検討・実施に当たっての留意点・課題	55
3.1 P F I 検討・実施の手順	56
3.2 各段階における進め方及び留意点・課題の整理	62
3.2.1 事業の発案段階	62
(1) 事業の企画	62
(2) P F I 導入可能性の検討	73
3.2.2 実施方針の策定及び公表段階	78
3.2.3 特定事業の評価・選定・公表段階	119
3.2.4 民間事業者の募集・評価・選定・公表段階	137
3.2.5 協定の締結等段階	154
(1) 基本協定の締結	154
(2) 仮契約の締結	156
(3) 事業契約の締結	163
(4) 事業の実施・事業の監視	169
(5) 事業の終了	172

【参考資料1】 国土交通省所管 P F I 事業の事業内容等

【参考資料2】 公共施設等の整備等において民間事業者の行い得る業務
範囲

【参考資料3】 地方公共団体が P F I 事業を実施する際の国の補助金等
の適用状況